

議案第65号

備前市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

備前市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月8日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市営住宅条例の一部を改正する条例

備前市営住宅条例(平成17年備前市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「厚生省令・建設省令」を「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令」に改める。

「

別表第1中

備前市吉永町三股234番地	9	昭和43年度	〃
〃	13	昭和44年度	〃
備前市吉永町三股234番地、288番地	10	昭和45年度	簡易耐火構造2階建

を

」

「

備前市吉永町三股234番地	3	昭和44年度	〃
備前市吉永町三股288番地	4	昭和45年度	簡易耐火構造2階建

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号参考資料
備前市営住宅条例新旧対照表

改 正 案		現 行		
<p>(使用許可)</p> <p>第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定するもの(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p>		<p>(使用許可)</p> <p>第43条 市長は、社会福祉法人その他厚生省令・建設省令第1号)第2条に規定するもの(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p>		
2 (略)		2 (略)		
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)		
所在地	戸数	建築年度	構造	
備前市三石3272番地1～備前市吉永町三股288番地			(略)	
〃	16	昭和42年度	〃	
備前市吉永町三股23		昭和44年度	〃	
34番地				
備前市吉永町三股24		昭和45年度	簡易耐火構造2階建	
88番地				
備前市吉永町神根本975番地12 (略)		備前市吉永町神根本975番地12 (略)		